

広報 さい

2007 (平成19年)
12
No. 460

今月の主な内容

敬老会.....	2	住民福祉課から.....	10
保育所発表会.....	3	産業建設課から.....	11
佐井村むらづくり基本案例... 4～5		11月の出来事.....	12～13
くるーず☆あつぷ.....	6	税情報.....	14
こちら駐在所・交母だより... 7		お知らせ・募集.....	15～17
保健師だより.....	8	戸籍の窓口・ほか.....	18
歯科だより.....	9		

今月の
注目記事は
P 6 じゃ。



第2回アルサスフオートコンテスト 金賞「佐井港暮色」
(撮影者 大出伸治さんの紹介はP18)

佐井村の人口

男	1,350 (－3)	計	2,668 (－8)
女	1,318 (－5)	世帯数	1,050 (±0)

10月31日現在

() 内は前月比

いつまでもお元気で

10月30日(火)、アルサスで平成19年度佐井村敬老会が開催され、村内各地から約100名の方が参加されました。

当日はむつ保健所保健師による講話に続き、佐井村保育所園児による神楽や元気いっぱいの踊り、佐井中学校吹奏楽部による懐かしのヒットメドレー等の演奏、佐井婦人会による踊りが披露され、参加者みなさんの自慢の歌声が飛び出すなど、和やかな雰囲気の中楽しい1日を過ごしました。

館脇純一さん



泉田タツ子さん



保育所「よさこいソーランロック」

健康第一



佐井中学校吹奏楽部による演奏



余興「安来節」



婦人会のみなさんによる踊り

保育所発表会

11月22日
(木)



1・2歳児ゆうぎ「ミッキーマウスマーチ」



3歳児舞踊劇「なかよし さるかに ものがたり」



5歳児ゆうぎ「一剣」



4歳児和太鼓「みんなで楽しく！さいっ子太鼓2007」



5歳児ゆうぎ「桜月夜の桜姫」



園児全員での「ありがとう」のあいさつ



4歳児ゆうぎ「ニーハオ！チャイナドル」

佐井村むらづくり基本条例解説(その四)

「第八章 村長及び執行機関の役割と責務」

先月号まで条例全般から第五章までお知らせしてきましたが、今回は、「第八章 村長及び執行機関の役割と責務」です。

第八章 村長及び執行機関の役割と責務

（村長の役割と責務）

- 第十二条** 村長は、住民の信託に応え、村政の代表者としてこの条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に村政の執行にあたり、むらづくりの推進に努めなければならない。
- 2 村長は、むらづくりを推進するため人材の育成に努めなければならない。
- 3 村長は、住民との協働に必要な企画、調整能力を備えた村職員の養成に努めなければならない。

◆第十二条は、村長の役割と責務を定めています。

【考え方】

○執行機関の中には村長、教育委員会などが含まれます。村長が執行機関を代表し、村政執行について公正かつ誠実にかつ全力で職務執行を行い、議会に対してと同時に村民に対して直接に責任を負う立場で行政を担当しています。その責務があることから、ここで村長の責務を定めています。

○村長は、議会とともに、村民から直接選挙で選ばれた二元代表制の政治機関です。村の行政事務を管理運営する執行機関の代表であ

り、地方公共団体を代表統括し、行政委員会等を調整する権限があります。

○村民から選挙で選出された村長は、村民の信頼のもと、行政の永遠のテーマである、「最小の経費で最大の効果を追求する」とともに、村民にとって公正で誠実な村政運営を行い、むらづくりの基本理念に基づき自主・自立のむらづくりを推進することとしました。

【趣旨】

〈第一項〉

○執行権者としての村長は、村民の負託に応え、村政の代表者として公正かつ誠実に村政の執行にあたり、個性豊かで活力に満ちた地域社会の形成を図るため、自主・自立のむらづくりの推進に努めなければならないとするものです。

〈第二項〉

○村長は、むらづくりの主体が住民であるとの考えに立ち、住民主体のむらづくりを進めるための人材の育成を図ることとしています。

〈第三項〉

○村長は、住民と行政が一体となってむらづくりを進めるため、住民との協働に必要な企画、調整能力を備えた職員の養成を図ることとしています。

【用語の補足説明】

○「自主・自立のむらづくり」：国、県などからの関与を排除し、自らの地域のことに主體的に考え、村民と村が協働して進めるむらづくりのことを指し、このため、村の財源や権限の拡大を図ることや効率的な行財政運営を図ることです。

（執行機関の役割と責務）

第十三条

村は、住民がむらづくりに参加する権利を保障するとともに、多様化、高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な村政運営に努めるものとする。

2 村は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、むらづくりにおける住民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

◆第十三条は、執行機関の役割と責務を定めています。

【考え方】

○むらづくりの主体は村民との認識のもと、村の執行機関として、村の職員として行わなければならないこと、果たさなければならない責務、また、むらづくりを進め、地域の課題を解決していくためには、社会経済情勢の変化に応じた柔軟で機能的な組織体制の構築が重要であるとの考え方から定めています。

【趣旨】

〈第一項〉

○執行機関である村は、住民のむらづくりに参加する権利を保障し、住民からの行政要望に適切に対応できる村政運営に当たらなければならないことを定めています。

〈第二項〉

○むらづくりの主体は村民との認識のもと、村は、これらのコミュニティの自主性・自立性を尊重し、むらづくりにおける住民相互の連携が円滑に図られるよう努めることを定めています。

【用語の補足説明】

○「執行機関」：村の執行機関は、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会などを行います。

【組織機構】
第十四条 村は、むらづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めなければならない。

◆第十四条は、組織機構を定めています。

【考え方】
○むらづくりを進め、地域の課題を解決していくためには、社会経済情勢の変化に応じた柔軟で機能的な組織体制の構築が重要であるとの考え方から定めています。

【趣旨】
○執行機関の組織は、執行機関相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮しなければならないなりません。そのため、分かりやすく機能的なものでなければならぬと定めています。

【用語の補足説明】
○「住民に分かりやすい組織機構の編成」：単純に組織の名称を分かりやすくすることばかりでなく、常々そのような組織体制が村民にとって有益で、機能的に素早い対応が取れるかを考え編成することです。

（審議会等への参加）

第十五条 村は、審査会、審議会、調査会その他の付属機関及びこれに類するものの委員には、公募による委員を加えるよう努めなければならない。

◆第十五条は、付属機関等に公募による村民を選任することを定めています。

【考え方】
○村が村政を運営するにあたり、村民や専門家の意見を聴きながら施策を実施していくものとして、法令等に基づき設置されている付属機関等について、村民参加の一手法であるとの考え方から定めています。

【趣旨】

○村政運営に対し広く意見の集約に努めるとともに住民参加を推進するため、村の意思形成の過程における各種の委員について、公募により村民を加えることを定めています。

○委員の資格を「村民」とする場合は、公募により選任するよう定めています。

【用語の補足説明】
○「これに類するもの」：条例に基づかない村長の私的諮問機関といわれる様々な検討機関をいいます。要綱に基づく「行財政改革推進本部」などがあります。

（説明・応答責任）

第十六条 村は、村政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負い、その内容及び過程を明らかにしなければならない。

2 村は、住民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答しなければならない。

3 村は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

◆第十六条は、説明・応答責任を定めています。

【考え方】

○村民の村政参加の前提条件ともいえる、村政運営にあたって執行機関の「情報公開」と「説明責任」を明確にするとの考え方により定めたものです。

【趣旨】

〈第一項〉

○村民が村に求める説明責任としては、「村民の要望意見には速やかに対応すること」、「村は提案が出された場合、具体的に回答すること」ばかりでなく、行政上の意思決定の過程の説明責任（アカウンタビリティ）であることを定めています。

〈第二項〉

○村民から出された意見、要望、苦情などについては、村民の声との視点に立ち、総合的に応答する姿勢や取り組みが必要であるとしています。

〈第三項〉

○前二項の処理に際して、職員が常に紛争解決手段を念頭に置いた対応ができるようにするため、対応記録を書面に記録するように定めています。

【用語の補足説明】

○「説明責任」：村長を含む執行機関が、村民に対し、村の業務についての行為の理由もしくはとった行為の根拠を明らかにし、納得を得るよう努めることをいいます。

（意見・要望、苦情等への対応のための機関）

第十七条 村は、住民の権利の保護を図り、村の行政執行により住民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。

◆第十七条は、意見・要望、苦情への対応のための機関を設けることについて定めています。

【考え方】

○ここでは、いわゆるオンブズマンだけを意図しているのではなく、村民が行政から不利益処分を受けたことに対する権利保全のためのさまざまな機関の可能性を検討することとしています。

【趣旨】

○現行の法制度上においても行政の行為により不利益を受けた住民の救済手段については用意されていますが、必ずしも住民が気軽に利用できる制度とはなっていないことから、既存制度の隙間をカバーし、簡易迅速かつ適切に対応し、住民サービスの質の向上につなげていく不利益救済のための第三者機関の必要性を定めています。



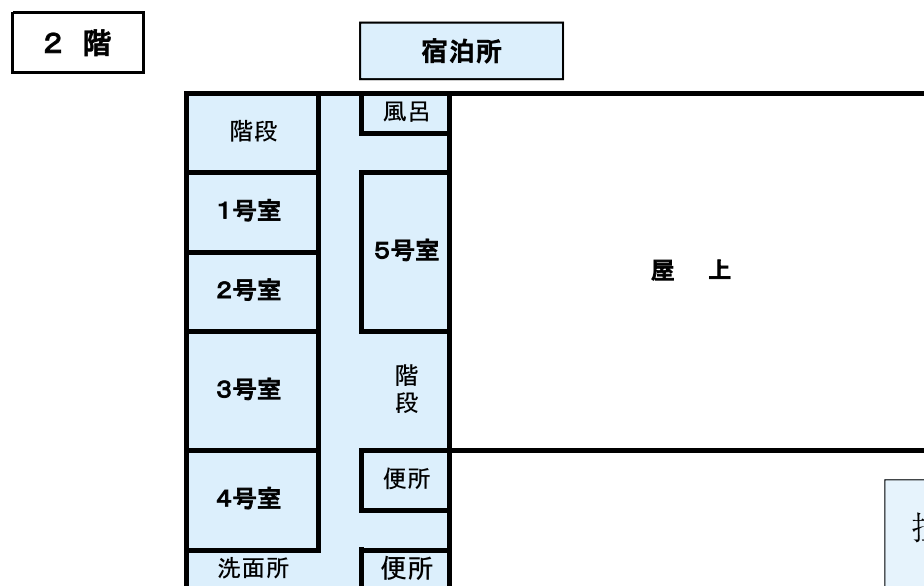
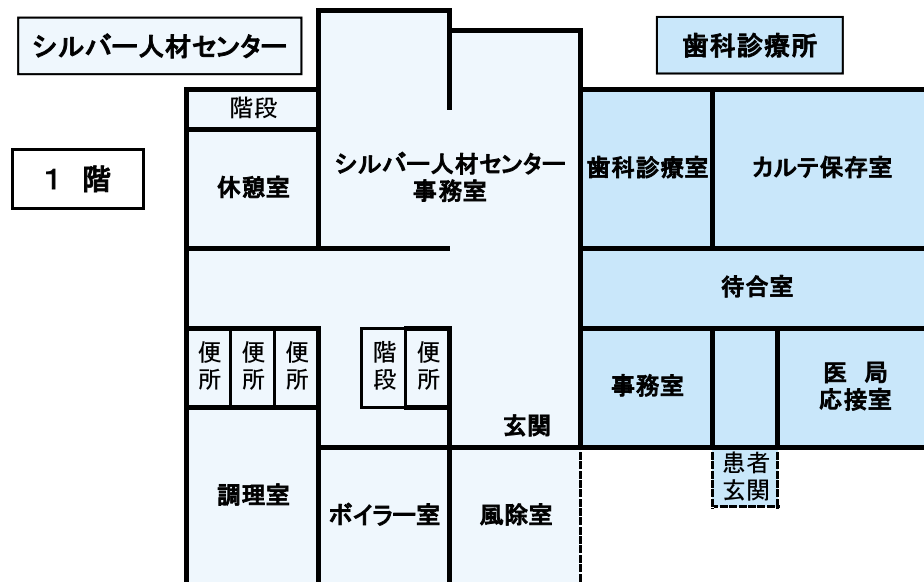
みんなで考えてみよう！

村では、平成20年3月末をもって医科診療が廃止となる佐井診療所の利活用について、庁内で意見を出し合い、検討しています。

下図はその一例ですが、この他にも「児童館」や「図書館」といった案も出されています。そこで、村民のみなさんから利活用について考えてもらい、アイデアを募集します。下図の配置を参考に、わたしならこのようにしたい、こんな施設が望ましいといった意見がありましたら、ぜひご提案ください。今後の利活用の参考にさせていただきます。

役場前玄関に平成20年3月末までご意見ボックスを設置しますので、専用用紙に書き込んで投函ください。投函する内容は、診療所以外でも行政についての質問や意見でも構いません。また、佐井村ホームページ (<http://www.sai.e-shimokita.jp/>) の【お問合せ】もご利用ください。

〔例〕



担当：総務課管財係
長島、山口

平成19年度青森県交通安全母の会連合会長 青森県警察本部長連名表彰

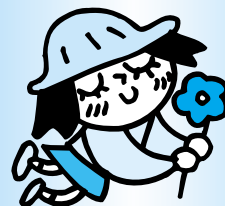
10月24日(水)、青森市文化会館で、「平成19年交通安全青森県民大会」が開催され、当村から、岡林玉枝さんが、平成19年度青森県交通安全母の会連合会長・青森県警察本部長連名表彰を受賞しました。

これは、長年にわたり、佐井村交通安全母の会会員として、交通事故の撲滅、児童生徒の交通事故の未然防止に努め、交通安全思想の普及・高揚に貢献したことが評価されたものです。

活動の重点となっている、「組織の拡大と充実及びリーダーの育成」、「会員意識の向上と『みんなですすめる交通安全』の末端浸透」、「子ども・若者及び高齢者の交通事故防止」等について、常に先頭に立ち、会員の模範となっています。



交母だより



佐井村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！
交通死亡事故ゼロ
次の目標は4,000日

記録
3,648日
(12/1現在)

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

12月の早め点灯時刻は **午後3時00分** です。

こちら佐井駐在所

☎**2218**

12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

■北朝鮮人権侵害問題啓発週間について

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務が定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

わが国の緊急の国民的課題である、拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされており、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

■北朝鮮による拉致事件に対する警察の捜査

現在、日本政府が認定している北朝鮮による拉致被害者は、12件17名（警察庁認定13件19名）です。拉致事件では、管轄都道府県警察が実行犯など11人の逮捕状をとり、I C P O（国際刑事警察機構）を通じて国際手配しています。

本県でも北朝鮮による拉致の疑いがあるとして告発を受理した事案があり、所要の捜査を推進しています。北朝鮮による拉致事件に関しての幅広い情報提供をお願いします。

駐在日誌 ～管内事件・事故発生状況～

10月 **【人身事故】** 1件（糠森） **【事 件】** 1件 侵入窃盗（矢越）

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

保健師だより

地域で活躍する 保健協力員をご存知ですか？

村には町内会長や地区総代の推薦をうけた34名の保健協力員が各地区にいます。村で実施する健診や健康教室、健康相談などのお知らせを配布したり、健康づくりの情報をみなさんに提供しています。

今年度は新しい活動として、88歳の誕生日を迎える方を対象に、手編みの帽子をプレゼントすることにしました。対象の方々の顔を思い浮かべながら、この人にはこの色のこんな帽子が似合うなどと相談しながらラッピングし、担当地区の保健協力員と保健師と一緒に訪問し、米寿をお祝いしました。健康状態を伺ったり、世間話に花を咲かせ、楽しい時間を過ごしました。急な訪問にも関わらず、みなさん快く迎えてくださり、帽子をかぶって記念写真を撮りました。今後も、米寿を迎えた方のお宅を訪問しますので、よろしくお願いします。



実習中の弘前学院大学の看護学生も一緒に訪問し、米寿を祝いました。



いつも担当地区の方々の健康状態を気にかけている保健協力員さん。頼りにしています。



プレゼントの帽子をかぶり、ちょっと照れくさそうでしたが、ピッタリだと喜んでくださいました。

10月から各地区で「いきいき健康講座」を開催しています。11月は長後地区と磯谷地区で1回目の教室を行い、たくさんの方が参加してくださいました。



年をとっても呆けずに寝込むことなく、元気で暮らせる期間(=健康寿命)を延ばすための工夫について、話し合いました。



年齢とともに落ちていくのが、特に足の筋力です。みんなで足の力を鍛える運動をしました。



片足で何秒立っているかを測定しています。加齢とともにバランス感覚が悪くなりますが、男性5秒未満、女性4秒未満の場合は要注意です。



バランス感覚を良くする運動です。壁などにつかまり、1分間片足を上げ、左右合計2分間、できれば毎日行くと3ヶ月位で効果が表れます。

歯科だより

第2回げんき塾 乳幼児歯科保健関係者研修会

10月3日(水)アルサス、4日(木)福浦・牛滝地区で、2回目のげんき塾が開かれました。今回は「脳の若返り大作戦 パートI 料理は脳を元気にする!!」のタイトルのもとに歯科も参加しました。

歯科ミニ講話では、口の周辺の運動や知覚を高めることで、脳の活性化に効果があることをお話ししました。おいしい物をよくかんで食べたり、楽しいおしゃべりをするのが体や脳にも良いことは言うまでもないことです。これにはお口の健康が基礎になります。

また、健口(けんこう)体操をすることで、お口の機能が高まり、唾液がよく出るようになり、舌がなめらかに動いて飲み込みやすくなります。また、お顔の表情も生き生きしてきます。



健口体操



福浦地区



牛滝地区

10月20日(土)はむつグランドホテルでむつ保健所(下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室)の主催により、平成19年度乳幼児歯科保健関係者研修会が開かれました。

佐井村は乳幼児の歯科保健に関しても充実していますから、この様子を下北管内の保育所、幼稚園や市町村関係職員、歯科衛生士に対してお話ししました。



熱心な参加者たち



歯科衛生士による説明



川島先生の発表

「乳幼児のむし歯予防～幼稚園や保育所で実践できること～」では、佐井村で実際に行っている歯科保健指導や、むし歯の原因や虫歯にならない方法について発表しました。

「乳幼児の上手な歯磨き指導法」では、佐井診療所の歯科衛生士が体験談も含め、保育所で使っている人形やポスターなどを用いて、興味深くかつ、わかりやすく説明しました。

参加者たちは、日頃子どもたちに接している方々なので真剣に聞いていました。佐井村の活動が下北の他の地区にも波及して、乳幼児の歯科の環境が改善されることを期待して会を終えました。



アルサス活性化協議会からのお知らせ



アルサスイルミネーション点灯式

みんな☆あつまれ★ 12月9日(日)

フリーマーケット参加者募集中!

参加料500円

★ごご1時から ゲーム大会

男子諸君!! テュエルモンスター・テュエルマスターズ カード大会開催!!
女子・幼児+おかあさんに! カードめくり大会(通称/めくりっこ・神経衰弱)

★ごご3時30分から サンタさんのサックス生演奏♪♪

★ごご4時20分頃 点灯式

みんなでカウントダウン! クラッカーを鳴らしていよいよ点灯!!

アルサス2階から打ち上げ花火 ケーキのプレゼント...※サンタさんのサックス演奏中に引換券配布。

お問い合わせ先: アルサス活性化協議会事務局 ☎0175-38-4513

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

児童扶養手当

○支給対象

何らかの理由により、父と生計を同じくしていない児童を養育している場合、または、父が心身に障がいのある場合に、その児童を養育している母（または養育者）に対して支給されます。手当の支給は、児童が18歳に達した年度末まで支給の対象となります。

なお、児童が政令で定める障がい有するときは、児童が20歳に達するまで支給されます。ただし、児童が施設に入所したり、母（または養育者）もしくは児童が国民年金などの公的年金を受けているとき、または、児童が年金の加算の対象となっている場合は支給されません。

○手 当 額（平成19年4月現在）

全 部 支 給…月額41,720円

一 部 支 給…所得に応じて月額9,850円～41,710円（10円きざみ）

第 2 子 加 算…月額5,000円（全部支給、一部支給共通）

第3子以降加算…1人につき月額3,000円（全部支給、一部支給共通）※所得に制限があります。

特別児童扶養手当

○支給対象

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくはその養育者に支給されます。ただし、児童が施設等に入所している場合は支給されません。

○手 当 額（平成19年4月現在）

	障がい程度	手当月額
1 級	身体障害者手帳 1 級、2 級・愛護手帳 A 程度	50,750円
2 級	身体障害者手帳 3 級程度	33,800円

※所得に制限があります。

【お問合せ】住民福祉課 住民係 担当：七戸

国民年金だより

青森社会保険事務局
むつ事務所 ☎22-2278

年金記録の統合等に係る作業の主な進捗状況について

社会保険庁では、年金記録問題の解決のための対応策を実施しているところですが、その作業の平成19年9月末現在の進捗状況をお知らせします。

●「5,000万件」の名寄せ・ねんきん特別便

- ・8月30日 「名寄せ」「ねんきん特別便」に関するシステム開発契約を締結
- ・9月7日 氏名等が収録されていない記録（約524万件）の補正作業に着手
- ・12月～ 名寄せを行い、記録が結びつくと思われる方には、20年3月までを目途に「ねんきん特別便」を順次送付

●「1,430万件」、「36万件」の旧台帳への対応

- ・8月30日 「名寄せ」「ねんきん特別便」に関するシステム開発契約を締結
- ・9月3日 「名寄せ」に必要な旧台帳の情報を抽出し、オンライン入力対象者リストの作成に着手
- ・20年5月目途 名寄せにより記録が結びつくと思われる方への通知

●来訪相談、巡回相談及び電話相談を強化

- ・相談件数の増加に合わせて、市町村役場や商工会議所、商工会等で行う巡回相談を強化
- ・土日休日を含め24時間対応の「ねんきんあんしんダイヤル」の設置など電話相談体制を強化

●コンピュータの記録と台帳等の記録の突合

- ・被保険者台帳等の社会保険事務所における保管状況、市町村の国民年金被保険者名簿の保管状況等を把握、公表

※社会保険庁ホームページには、年金記録の問題への対応状況をお知らせする専用コーナーを開設し、随時更新しています。 <http://www.sia.go.jp>

【お問合せ】青森社会保険事務局 むつ事務所 役場住民福祉課 住民係 担当：木下

村県民税、固定資産税（4期）の納期は、**12月25日（火）**です。

介護保険料（4期）の納期は、**12月28日（金）**です。忘れずに納入しましょう！

国道、県道、村道及び公共施設の除雪作業にご理解と協力を！

下北地域県民局地域整備部及び佐井村では、道路等公共施設の除雪作業を行います。

例年行っている除雪作業では、交通事故防止のための安全確認、作業事故防止のための機械機具点検を行い円滑、安全な除雪作業を確保するため、日夜委託業者を始め行政も努力していますが、日常の点検等は道路、公共施設を利用するみなさんのご協力が不可欠です。

迅速な除雪作業の実施のため、道路の通行時・公共施設の利用時等には次のことにご協力ください。



1. 除雪作業の出動基準は10cm以上です！

除雪作業は、降雪量が10cm以上になった時に行います。また、降雪がなくても吹きだまりにより交通に支障が生じた場合にも行います。

2. 玄関前の排雪について！

歩行者等の通行の妨げとなりますので、除雪作業により寄せられた玄関前の雪は、路上に出さず各家庭で処理してください。

3. 排雪場所の確保について！

除雪作業には排雪場所が不可欠です。冬期間使用していない土地等に排雪することがありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

4. 除雪の支障となる立木等について！

除雪作業に支障となる道路にはみ出した立木等は除雪機械の損傷や除雪作業の妨げの原因となりますので、せん定等による処理を行います。

5. 早朝の除雪作業にご理解を！

除雪作業は交通渋滞を引き起こさないために早朝に行いますので、みなさんのご理解をお願いします。

6. 路上への迷惑駐車はやめましょう！

除雪作業の妨げになりますので、やむをえない場合を除き路上への駐車はやめましょう。

7. 道路に雪を捨てないでください！

車の安全な通行を確保するために、各家庭の雪等を道路に押し出したり、捨てたりしないようにしましょう。

8. 除雪中の道路通行規制にご協力を！

除雪作業を迅速に、かつ安全に進めるために、道路の一時通行止めを実施することがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

9. 除雪車には絶対に近寄らないでください！

除雪作業中は、機械の約30m前後の距離が死角となり大変危険です。また、氷塊等の飛散による事故を防止するためにも、除雪車には絶対に近寄らないようにしましょう。

10. 除雪直後はスリップしやすくなります！

除雪直後の道路路面は、一時的な圧雪や凍結等により、非常にスリップしやすい状態となりますので、車間距離を確保するなど運転には十分注意しましょう。

11. 道路・側溝等の上には、除雪の障害となる物は置かないようにしてください！

道路・側溝上の障害物は、迅速な除雪作業の支障となります。また、歩行者や車の通行を妨げるなど大変危険ですので、絶対に置かないようにしましょう。

12. 除雪及び凍結抑制剤の散布区間には制限があります！

村道路線であっても、排雪箇所の不足や道路幅が狭いことにより、除雪を実施できない区間もありますのでご理解ください。

また、国・県道においても、凍結抑制剤は急勾配な坂やカーブ付近のみ散布しておりますので、カーブ手前や下り坂での減速、安全運転に心がけて運転しましょう。

【お問合せ】

○国道・県道…下北地域県民局地域整備部 道路管理課 ☎ 22-8581

○村道・公共施設…産業建設課建設係 担当：東出(尚)、松谷

平成19年度青森県警察本部長・青森県防犯協会連合会長連名表彰

このたび、大間地区防犯指導隊佐井支隊長として活躍されてきた中村喜一さんが、「青森県警察本部長・青森県防犯協会連合会長連名表彰」を受賞し、10月10日(水)、青森公立大学で開催された「平成19年安全・安心まちづくり青森県民大会」で表彰式が行われました。

これは、長年において、先頭に立って地域の安全活動に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するための活動が認められたものです。



地方自治法施行60周年記念監査事務功労者総務大臣表彰

代表監査委員 奥本紀さんが、地方自治法施行60周年を記念した総務大臣表彰を受章されました。残念ながら東京都内で行なわれた表彰式に出席できなかったため、村長から表彰状を受け取りました。

この表彰は、平成7年3月から12年間にわたり監査事務に精励され、地方自治の発展に貢献した功績が認められたものです。今後とも公正で効率的な行政運営のため、監査業務の遂行にご協力をお願いします。



青森海上保安部長から感謝状

11月8日(木)、139周年灯台記念日にあたり、10年以上にわたり、船舶の安全航行に不可欠な灯台を見回るため、大魚島灯台の職員の輸送などを行っている田中勝年さんへ航行援助業務への多大な協力に対する感謝状が青森海上保安部長から贈られました。

【灯台記念日】

西洋技術を導入した洋式灯台の建設が明治元年11月1日、神奈川県横須賀市にある観音崎灯台の起工に始まりました。

灯台業務の開始を記念するため11月1日を「灯台記念日」と定めています。



優良PTAを受賞

11月10日(土)、佐井小学校父母と教師の会が、学校教育および社会教育の振興に寄与されたことが評価され、「優良PTA」として青森県教育委員会教育長と青森県PTA連合会長の連名で表彰されました。



佐井小6年生が特別賞受賞

県教育委員会、学校歯科医会主催の審査会で佐井小学校6年生(16名)は、これまでの歯・口の健康づくりの結果、1人あたりの虫歯の本数がきわめて少ない(0.625本)ことから、県内でも優秀な成績により特別賞を受賞しました。



賑わった秋の物産祭り

11月3日(土)、アルサスでアルサス活性化協議会の主催による「平成19年度おさかな祭り」が開催されました。佐井中学校吹奏楽部による演奏で始まり、物産販売のほか、じゃっば汁の無料提供や抽選会、マグロの解体ショー等が行われ、会場はおおいに盛り上がりました。祭りの最後のもちまきでは、多くの村民が集まり、手を伸ばしてもちを拾っていました。



祝 佐井中学校創立60周年式典



生徒会長 万谷一平君

10月31日(水)に開催された式典では、来賓祝辞の後、生徒会進行の下、映像とナレーションで60年間の歴史をたどり、参加者も懐かしんでいました。吹奏楽部の記念演奏で佐井中学校オリジナル曲「海峡を渡る風」を演奏し、続いて生徒会長 万谷一平君が「佐井中学校がここ下北に冠たる学校であり、これからも輝かしい歴史を刻むことを誓います。」と力強く宣言しました。

佐井中学校のさらなる発展・躍進を期待しています。



みなさん、お元気ですか？

～東京佐井同郷会・青森市佐井村人会～

11月18日(日)上野東天紅で、会員50名の参加のもと、東京佐井同郷会が開催されました。村からは、村長、川岸議長、竹内議員、職員2名が出席しました。

上山等会長のあいさつのあと、村長からふるさと佐井村の近況報告があり、和やかに懇親会が始まりました。会場では、今年度作成した佐井村の四季を盛り込んだPR用の観光DVDを放映し、話に花を咲かせていました。

また、同日午後3時から青森市民ホールで青森市佐井村人会も開催され、村からは教育長、宮川議員、職員1名が出席し、20名の参加者と懇親を深め、盛況のうちに閉会しました。



[青森市佐井村人会]



[東京佐井同郷会]

身体障害者等にかかる自動車税・自動車取得税の減免制度の改正について

平成19年度の青森県税条例の改正に伴い、平成20年度（来年度）から身体障害者等の減免制度が改正されました。主な改正内容は2つで、1つ目は減免額に上限が設けられたこと、2つ目は継続申請の手続を簡略化したことです。（詳しくは下の表を参考にしてください。）

改正内容でご不明の点等がございましたら、下記までお問合せください。

【改正の内容】

区 分	現行(これまで)	改正後（平成20年度から）
1) 減免額の上限 ◎自動車税	上限なし (全額減免)	上限：税額45,000円 ①45,000円以下の方→全額減免（これまでと同じです。） ②45,000円超の方→45,000円を超える額のみを負担
◎自動車取得税	上限なし (全額減免)	上限：課税標準額250万を上限 ①250万円以下の方→全額減免（これまでと同じです。） ②250万円超の方→250万円を超える額に5%の税額を乗じた額のみを負担
2) 継続申請手続	毎年必要	原則的に不要 ※自動車を替えた、住所が変わった、自動車の使用状況が変わった等の場合は、申請が必要となります。

【実施時期】

自動車税：平成20年度分から適用されます。

自動車取得税：平成20年4月1日以後の取得から適用されます。

【お問合せ】 ☎035-0073 むつ市中央1-1-8 青森県合同庁舎内
下北地域県民局県税部 納税課
☎22-8581（内線210）



農業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

平成20年に使用する農業用免税軽油の免税証の交付申請を、次の日程により受付します。

1. 受付日 平成20年1月9日(水)・10日(木)
2. 時間 午前9時30分から午後3時まで
3. 場所 県合同庁舎旧館2階小会議室
※申請書類は、郵送でも受け付けています。

4. 必要なもの

- ①印鑑
- ②耕作証明書
- ③免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く。）
- ④返信用郵便切手430円分

※免税軽油使用者証の有効期限が平成20年12月31日以前の方は、上記①～④のほか、青森県収入証紙400円分が必要です。

※初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、上記①～④のほか、使用機械の譲渡証明書及び青森県収入証紙400円分が必要です。

申請は、指定した受付期限までに行うようお願いします。

農業用免税軽油の申請対象者は、農業を営む方で、軽油を燃料とするトラクター、耕運機等を使用して農作業を行う方です。

【お問合せ】 ☎035-0073 むつ市中央1-1-8 青森県合同庁舎内
下北地域県民局県税部 納税課
☎22-8581（内線207）



労働者、事業主のみなさま 悩んでないで、相談しませんか。

—職場のトラブルの解決をお手伝いします。—

無料の「個別労働紛争解決援助制度」をご利用ください。

- 個々の労働者と事業主の間の解雇、配置転換、賃下げ等の労働関係のあらゆる紛争を対象に、次の制度を無料でご利用いただけます。

1. 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
2. 青森労働局長による助言・指導
3. 青森紛争調整委員会（弁護士・大学教授等により構成）によるあっせん

【お問合せ】 青森労働局総務部企画室 ☎ 017-734-4212
 むつ労働基準監督署 ☎ 0175-22-3137

**最低賃金が改正されました**

青森県最低賃金
1時間 619円

青森県最低賃金は、10月31日から時間額で619円に改正されました。

最低賃金制度は、「最低賃金法」に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は最低賃金より低い賃金で労働者を働かせてはならないと定めたものです。

このため青森県最低賃金は、産業別最低賃金（4業種）が適用される労働者を除き、県内で働くすべての労働者（常用、臨時、パート、アルバイトを問わない）に適用されることになります。

使用者は最低賃金について常時見やすい場所に掲示するかその他の方法で労働者に周知しなければなりません。

【お問合せ】 青森労働局賃金室 ☎ 017-734-4114
 むつ労働基準監督署 ☎ 0175-22-3137

**平成19年度排水設備工事責任技術者・配管工更新講習の実施案内**

	配管工認定講習	責任技術者更新講習	配管工更新講習
1. 資格	排水設備工事の施工ができる者	排水設備工事の責任技術者である者	排水設備工事の配管工である者
2. 試験講習の内容	講習内容 ①下水道の一般的知識に関すること ②排水設備の施工及び維持管理に関すること	講習内容 ①下水道の一般的知識に関すること ②排水設備の法律的知識に関すること ③排水設備の最新の技術的（設計、施工及び維持管理）知識に関すること ④排水設備の新設、増設、改築及び撤去工事にかかる事務手続き等に関すること	講習内容 ①下水道の一般的知識に関すること ②排水設備の施工及び維持管理に関すること
3. 受験講習申込期間	受付期間 平成19年12月3日(月)～12月17日(月) （申込書の配布12月3日(月)～）	受付期間 平成19年12月3日(月)～12月17日(月) （申込書の配布12月3日(月)～）	受付期間 平成19年12月3日(月)～12月17日(月) （申込書の配布12月3日(月)～）
4. 受験講習資格	平成20年3月31日に有効期限満了となる者 ※今回の更新講習を受講しなければ、取得した資格を失うことになります。 ※追加講習は実施しません。		

年末・年始火災特別警戒実施中**期間：平成19年12月28日～平成20年1月3日**

今年も残すところわずかになりました。この季節は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期でもあります。年末年始には、暖房器具等の取扱いや、火気の取扱い、寝たばこには十分注意して、楽しいお正月を迎えましょう。

※緊急時の消防車の通行に支障をきたす路上駐車が見受けられますので十分注意するようお願いいたします。

「火は見てる あなたが離れる その時を」**火事・救急は119番 携帯電話からは0175-38-2266 佐井消防分署****日本産科婦人科学会公開講座開催****—女性の健康を考える 婦人科がんで死なないために—**

- 【開催日時】平成20年1月26日(土) 14:30～16:30
 【場所】公済会館・大ホール（むつ総合病院の駐車場使用可）
 【テーマ・講師】「乳がん検診と初期治療」 むつ総合病院・外科部長 藤田正弘氏
 「子宮がん・卵巣がん健診」 むつ総合病院・副院長 佐藤重美氏
 【お問合せ】むつ総合病院総務課 ☎22-2111（内線3214）

**NHK学園 平成20年度生・受講者募集中！**

- 【募集内容】高等学校普通科（NHKの放送を利用して3年で高校卒業資格取得）
 専攻科社会福祉コース（介護福祉士受験資格取得・2年制）
 社会福祉士養成課程（社会福祉士受験資格取得・2年制）
 生涯学習通信講座（趣味から資格まで全200コース以上）
- 【募集期間】高等学校普通科 平成20年2月1日～4月20日
 専攻科社会福祉コース 1次募集 平成19年12月20日～平成20年1月21日
 2次募集 平成20年2月20日～3月17日
 社会福祉士養成課程 1次募集 平成19年12月1日～平成20年1月23日
 2次募集 平成20年2月1日～3月5日
 生涯学習通信講座 通年申込受付
- 【お問合せ】NHK学園 ☎042-572-3151（代表）
 案内書請求フリーダイヤル ☎0120-06-8881

**平成20年冬期海外派遣事業参加者募集**

文部科学省所管の財団法人国際青少年研修協会では、青年海外派遣事業の参加者を募集しています。本事業は、語学研修やホームステイ、異世代との交流を通じて、見聞を深めるとともに、国際的視野に立って物事を考え判断し、積極的に行動できる青年の育成を目指して実施いたします。

- 【日時】平成20年2月下旬～3月上旬（10～15日間）
 【内容】ホームステイ・語学研修・異世代交流・教育現場見学・ボランティア体験・文化交流等
 【派遣先】アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・カンボジア
 【対象】高3～おとなの方
 【参加費】29万円～36万8千円（共通経費2万円は別途）
 【締切日】平成20年1月17日(木) 申込先着順
 【お問合せ】〒160-0004 東京都新宿区四谷2-11 大村ビル3階（財）国際青少年研修協会
 ☎03（3359）8421 ホームページ <http://www.kskk.or.jp>

佐井村指名競争入札参加者資格申請の受付が始まります。

村が、平成20・21年度に発注する建設工事、建設関連業務及び物品等についての指名願（競争入札参加資格審査申請書）の受付を次のとおり行いますので、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に関して、村の指名を希望する業者については、指名願を忘れずに提出してください。

1. 申請の区分

◇建設工事

- ・建設業法第2条第1項に規定する建設工事

◇建設関連業務

- ・測量業務、建築・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係・コンサルタント業務

◇物 品 等

- ・物品の製造の請負及び買入に係る契約（印刷、事務用品、燃料、車両、機械器具、電気通信機器、薬品、理化学機器、その他）
- ・役務の提供を受ける契約（システム開発、清掃、浄化槽の保守点検、広告・宣伝、引越、その他）

2. 申請の時期 平成20年1月7日から平成20年2月29日まで

3. 資格の有効期間 平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

4. 提出方法 フラットファイル等にまとめ郵便又は持参してください。

5. 注意事項 資格の有効期間中に、村が他の市町村と合併した場合、受付した申請書は無効になるおそれがあります。

6. その他 詳細は、下記佐井村ホームページに掲載していますのでご覧ください。

【お問合せ】 総務課管財係 担当：長島、山口 佐井村ホームページ <http://www.sai.e-shimokita.jp/>

一部事務組合下北医療センター指名競争入札参加者資格審査申請

一部事務組合下北医療センターでは、平成20年度の指名競争入札参加者資格審査申請を受け付けます。下北医療センター（東通地区診療所を除く。）を構成する各病院・診療所が行う物品購買・建設工事などの指名競争入札に参加を希望する方は、申請してください。

申請書類は、申請手続きの要綱に基づき、それぞれの業種に応じて必要な書類を取りそろえて提出してください。

申請手続きの要綱・申請書類は、むつ総合病院のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。なお、印刷したものを希望の方は、実費として1部100円にて各病院・診療所においてお渡しします。

※1 一部事務組合下北医療センターでの資格審査・登録は、**むつ市等の構成市町村が行う資格審査・登録とは別です。**構成市町村へはそれぞれ別途申請の上、資格審査・登録を行ってください。

※2 審査の結果、資格を得た場合の有効期間は、平成20・21年度（平成20年4月1日～平成22年3月31日）の2年間です。

※3 受付期間は、平成20年1月7日(月)～1月31日(木)までです。

【お問合せ】 ☎035-8601 むつ市小川町一丁目2番8号 むつ総合病院 総務課 契約審査係

☎0175-22-2111（内線 3213・3214）

FAX 0175-22-4439

ホームページ <http://www.hospital-mutsu.or.jp>

平成20年度「国有林モニター」募集

東北森林管理局では、国有林の管理・運営にみなさまの声を役立てていくため、モニターを募集します。

【募集人員】 48名

【募集期間】 12月3日(月)～28日(金)

【任 期】 平成20年4月～平成21年3月

【内 容】 アンケートへの回答、国有林モニター会議への出席

【そ の 他】 応募資格、応募方法など詳細は下記にお問合せください。

【お問合せ】 東北森林管理局 国有林モニター係

☎018(836)2274 ホームページ <http://www.tohoku.kokuyurin.go.jp/>



満1歳おめでとう!!



鹿島 脩平くん
(鉄矢さん・伊久子さん)大佐井



田中 優星くん
(智明さん・貴子さん)福浦



田中 柊雅くん
(春美さん・法子さん)福浦

戸籍の窓口

11月15日現在

◎ご結婚おめでとう

(山本 剛史さん 大間町
福田奈津子さん 磯谷)

◎おくやみ申し上げます

奥本 かつさん (好勝さん) 大佐井
能登 昭造さん (義彦さん) 古佐井
川畑清一郎さん (きねさん) 大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

大間病院の年末年始休診日について

12月29日(土)～1月3日(木)まで、年末年始のため休診します。なお、救急患者については、随時受付します。

平成20年1月1日からむつ総合病院は敷地内全面禁煙を実施します。

当院は、平成15年5月1日に施行された健康増進法を受け、4月1日から建物内全面禁煙を実施してまいりましたが、住民の健康を守る使命を担う病院として、一層の禁煙の推進と受動喫煙の防止徹底を図るため、平成20年1月1日より敷地内を全面禁煙とさせていただくこととしました。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

【お問合せ】むつ総合病院総務課 ☎22-1111

広報さい(11月号)の訂正

先月号の入札情報を下記のとおり訂正します。

業務第10号

契約金額 4,672,500円→4,882,500円

北通り地域医療フォーラム

【開催日時】平成20年1月19日(土)13:30～

【場所】大間町 北通り総合文化センター「ウイング」

【その他】送迎バス運行

【お問合せ】田中豊衛 ☎38-5130



発行／佐井村

編集／佐井村広報編集委員会

〒039-4711

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20

TEL: 0175(38)2111

FAX: 0175(38)2492



第2回アルサスフォトコンテストで金賞に輝いた大出伸治さんは佐井診療所の先生です。撮影したときの感想を聞いたところ、夕日と灯台のコントラストがきれいで思わずシャッターを押してしまったそうです。

佐井村にもきれいな景色がまだまだたくさんあります。みなさんもカメラを持って身近にあるきれいな景色を探してみてくださいませんか？

正月のふるさとバスを運行いたします。どうぞご利用ください。

■運行日・上京バス(上野方面)

◆平成19年12月27日・28日 大柵7:00発

◆平成20年1月3日・4日・5日 大柵19:00発

■運行日・帰省バス(下北方面)

◆平成19年12月28日・29日 大柵8:30着

◆平成20年1月5日・6日・7日 大柵20:30着

お問い合わせは

下北交通株式会社

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12

☎(0175) 22-3221代 FAX(0175) 23-4682